

前橋クリエイティブシティ 県庁～前橋駅 都市空間デザイン 国際コンペ 募集要項 概要版（事前周知用）

※本資料の取り扱い

本資料は事前周知のための概要であり、募集要項の内容を確定するものではありません。最終的な内容については、公告後の募集要項に従ってください。

●公式ウェブサイト

(<https://creative-city.pref.gunma.jp>)



群馬県 都市整備課



目次

1. 開催趣旨
2. デザインコンペの内容
3. 応募資格

1. 開催趣旨

群馬県前橋市の中心市街地は、社会経済状況の変化とともに、人通りが疎らで閑散としているなど、賑わいの少ない状況となっている。

この現状を改善するため、前橋市は文化芸術交流の促進、職住近接性の向上、経済活力の強化、デザイン力を高めることを基本方針とし、官民連携による持続可能なまちづくりを推進している。

また、日本のまちづくりでは行政主導が多い中、民間主導の創造的なまちづくりによって、老舗旅館のリノベーションやクリエイティブな拠点の建設、小河川の改修による賑わい空間の創出など、中心市街地は徐々に活気を取り戻している。

しかしながら、県庁から前橋駅に至るメインストリートは、人通りが少なく、賑わいに欠ける、その理由の一つでもある変則五差路の本町二丁目五差路交差点では通行者にとって利用しづらいなどの課題が残ったままである。

また、このメインストリートでは、自動運転レベル4に向けた取り組みが進行中であり、県内では新たなモビリティサービス「GunMaaS」がスタートしており、交通環境の変化にも対応していく必要がある。

今後、これらの課題に個々に対処すると、統一感が失われ、魅力に欠ける都市空間が形成される可能性があることから、一体的な課題解決を図るための「トータルデザイン」が重要である。

このため、現在進行中の民間主導の中心市街地活性化の取組を活かし、これを、行政の力強い後押しによって、さらに強化することを目的として、本デザインコンペでは未来を指向する都市空間デザインの提案を求める。

この都市空間デザインでは、メインストリートを公共交通と人中心のウォークアブルな道路空間に変貌させ、賑わいとふれあいを創出し、将来に向けて住民や訪問者が夢や希望を抱き続けることができるよう、群馬県らしい独自の価値を創造することを目指す。

策定された都市空間デザインを、道路を管理する国、県、市が、地域の皆さまと連携し、磨きをかけ、実現することで、世界に誇れる持続的な県都の発展につなげるものである。

2. デザインコンペの内容

(1) 競技名称 前橋クリエイティブシティ

県庁～前橋駅 都市空間デザイン 国際コンペ

(以下「本デザインコンペ」という。)

(2) 主催者 群馬県 (以下「主催者」という。)

(3) まちづくりのテーマと方針

本デザインコンペの対象となるまちづくりの「テーマ」と「方針」は以下のとおりである。

テーマ

『世界に誇れる持続的な県都の発展を目指し、

革新的な都市機能の充実を図る未来のまちづくり』

【方針】

- ① 地域資源を活用し、文化芸術の振興と交流を促進することで、前橋独自の文化が反映された魅力的な空間を創造する。
- ② 公共交通及びインフラの改善を通じて、アクセシビリティを向上させる。
- ③ 商業と業務機能を集約し、新規事業の創出を支援することで、市街地のブランド価値と経済活力を向上させる。
- ④ クリエイティブ人材を集め、市民と協力して、魅力的な都市景観を創造する。
- ⑤ 環境に優しい交通システムを整備し、市民が参画しやすいまちづくりを進めることで、安全で快適な生活環境を実現する。

(4) 提案を求める内容

上記のまちづくりの「テーマ」と「方針」を踏まえ、本デザインコンペでは、以下の提案を求める。

- ・ 県庁～前橋駅の道路の空間デザイン
- ・ 県庁前の県民広場の空間デザイン

暫定版(10/4時点)

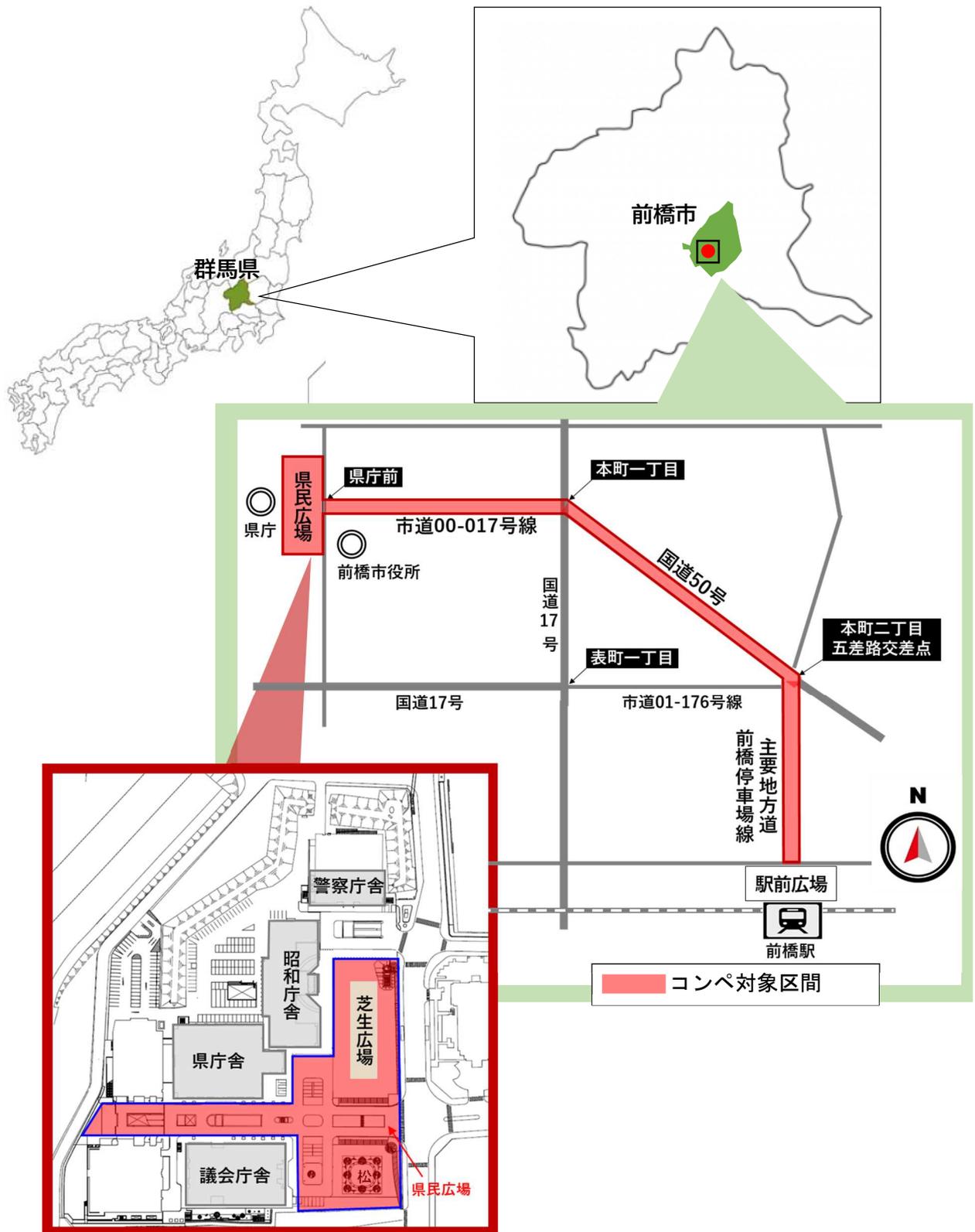


図1：コンペ対象区間の位置図及び平面図

(5) 本デザインコンペの仕組み

①実施方法

- ・本デザインコンペは、審査委員会において、1次審査及び2次審査の2段階で実施する。ただし、1次審査通過者は5者以内とする。
- ・1次審査は書類審査、2次審査は書類審査とプレゼンテーション審査を実施する。書類及びプレゼンテーションで使用する言語は日本語とする。
- ・1次審査を通過した提案について、その提案物を用いて主催者が公開展示を行い、各提案に関する地域の意見を聴取する。聴取した意見は、提案者と審査委員に提供し、2次審査に向けた検討に活用する。
- ・2次審査は対面による公開プレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションで使用する言語は日本語とする。
- ・2次審査については、審査委員会で最優秀作品、次点、入選を決定する。

②最優秀提案者との本デザインコンペ後の関わり方

- ・最優秀提案者には、プロジェクトを推進していくための十分な技術力を前提とした実施体制の構築が図られていることを条件に、以下のとおり、随意契約交渉権を付与することを想定している。

【随意契約交渉権を付与することとなった場合】

- (i) 「県庁～前橋駅の道路空間」と「県庁前の県民広場」の基本設計に係る契約（以下「本件基本設計契約」という。）締結に向けた交渉を行う。
 - (ii) 本デザインコンペ後、本件基本設計契約等の費用は、最優秀提案者と協議の上、決定することを想定しているが、2次審査において提案のあった費用を基本とする。
 - (iii) 本デザインコンペ後の業務で使用する言語は日本語とする。
 - (iv) 本件基本設計契約にあたり、何らかの理由で最優秀提案者との契約が実現不可能となった場合は、次点となった者に本件基本設計契約の随意契約交渉権の付与を想定している。
- ・本件基本設計契約の費用は50,000千円を上限とする。
 - ・本件基本設計契約後の業務として、群馬県が、「県道前橋停車場線」、「県民広場」の実施設計に係る契約、工事デザイン監修に係る契約を継続して予定しているが、本件基本設計契約の業務遂行状況

や全体の整備スケジュールなどから、業務契約の時期について検討する。

- ・また、「県庁前通り」、「国道 50 号」、「本町二丁目五差路交差点」の実施設計に係る契約、工事デザイン監修に係る契約については、各道路管理者で契約に関する規定が異なるため、必ずしもこれを担保することはできない。

③本件基本設計契約の随意契約を行う者の条件

- ・最優秀提案者は、本件基本設計契約を締結するまでに、以下の条件を満たすこととする。また、本デザインコンペにグループで応募し最優秀提案者となった場合は、本件基本設計契約締結時までに以下条件を満たした上で、共同企業体を結成し、「群馬県建設工事に係る調査・測量・建設コンサルタント等委託業務共同企業体取扱要綱」により、入札参加資格者名簿に登録されること。

(i) 群馬県の令和 6・7 年度建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿において、「土木関係－建設コンサルタント業務」の業種に登録されている者であること。なお、共同企業体を結成する場合は次のとおりとする。

(ア) 共同履行方式で結成する場合

共同企業体の全ての構成員が「土木関係－建設コンサルタント業務」の業種に登録されていること。

(イ) 分担履行方式で結成する場合

共同企業体の各構成員が、各々の担当する業務に必要な業種に登録されていること。

※本方式による場合、分担した業務を複数の構成員が共同して実施することは認めない。

(ii) 業務に必要な技術を有する実施体制を構築するにあたり、(ア)から(エ)の条件を全て満たすこと。なお、必要に応じて共同企業体を結成する場合には、構成員のいずれかにより(ア)から(エ)の条件を全て満たすこと。なお、本デザインコンペにグループで応募し最優秀提案者となった場合は、同一の体制とすること。

(ア) 建設コンサルタント登録規定の「都市計画及び地方計画部門」又は「道路部門」の登録を受けている事務所であること。

(イ) 技術者は、技術士として「都市及び地方計画」、「道路」

の分野の資格を有する者をそれぞれ必ず1名以上配置すること。(同一人物が複数の分野を兼ねることは可能)

(ウ) 「デザイン監理者」を1名配置すること。(イ)の技術者との兼務は可)

(エ) 業務実施にあたり、新たに必要な技術が判明した場合は、迅速にその技術を補完できる体制を構築すること。

- (iii) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (iv) 群馬県財務規則(平成3年3月25日規則第18号)第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること^{※1}。
- (v) 群馬県建設工事請負業者等指名措置要綱第2条第1項及び第2項に規定する指名停止を受けていない者であること^{※2}。
- (vi) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (vii) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立て若しくは会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者又は再生手続き開始の申立て若しくは更生手続き開始の申立てがなされた後、再生手続き若しくは更生手続きの終結の決定を受けた者であること。
- (viii) 手形交換所又は電子債権記録機関が電子記録債権法第59条に規定する業務規程において定める支払不能処分制度等における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (ix) 民事執行法(昭和54年法律第4号)による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (x) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務を履行している者であること。(当該届出の義務がない者を除く。)
- (xi) 最終提案者又はその役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行

暫定版(10/4 時点)

為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

※1 有資格者から入札参加停止を受ける原因となった部門を事業又は営業の譲渡、会社の合併、分割により承継した者は、当該有資格者に対する措置を引き継ぐものとして本要件の充足いかんを判断する。

※2 前掲脚注1に同じ。

3. 応募資格

本件デザインコンペに応募できる者は、次に定める内容を全て満たす者又はグループとする。

(i) 本デザインコンペの対象は道路を含む都市空間デザインであることから、以下の技術者を配置すること。技術者は、技術士として以下の該当分野の資格を有する者をそれぞれ必ず1名以上配置すること。

(同一人物が複数の分野を兼ねることは可能)

① 都市及び地方計画

② 道路

(ii) デザインに関する一貫した監理を行うため、「デザイン監理者」を1名配置すること。デザイン監理者は本プロジェクトに長期的に関与することができる者が望ましい。

(iii) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(iv) 応募者又はその役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(v) グループを構成する場合は、構成員は、他構成のグループ又は単体で本デザインコンペに応募することはできない。

(vi) 2つ以上の事業者がグループを結成して応募する場合は、グループとして上記(i)から(v)の条件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと。

① 構成員は、グループの代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。

なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことができる事業者とすること。

② 「参加表明兼誓約書」の受理以降における、代表者及び構成員の変更は原則認めない。

③ 代表者とならない構成員にあっては、主催者に、グループの構成員であることを示す誓約書を提出すること。

前記の規定にかかわらず、次に掲げる者は、本デザインコンペに応募することができない。

(i) 審査委員会の委員

(ii) 前記(i)に掲げる者と同居している親族又はこの者が自ら主宰し若しくは役員、顧問等として関係する組織に所属する者